

利 用 約 款

当クラブをご利用される方（メンバー・ビジターを問わない）は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくために、当クラブ規約、細則等によるほか本約款をお守りいただくこととします。

【契約の成立】

- 第1条 1. 当クラブにおいてプレーされる方は、クラブ細則に基づきフロントにおいて所定の署名簿に署名してください。
2. ビジターは会員の同伴または紹介によってのみ、当クラブの施設をご利用いただけます。同伴または紹介した会員は、ビジターの費用および行為について全責任を負っていただきますので、当クラブの規約、細則のほか本約款の内容を事前に詳しくお伝えください。

【利用の申込み・取消し】

第2条 プレーの申込み、取消しについては、当クラブの定めに従っていただきます。

【プレーの拒否】

- 第3条 当クラブは次の場合には、施設の利用ならびに利用の継続をお断りすることがあります。
1. ビジターについては、会員の同伴もしくは紹介なき場合。
 2. 公序良俗に反する行為をなした場合、またなすおそれがあると認められた場合。
 3. 暴力団員、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある場合。
 4. 天災等やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合。
 5. 無断で写真撮影、録音、録画を行った場合。

【金銭その他高価品】

第4条 金銭その他高価品については、その内容を明示してフロントにお預けいただかない限り、当クラブは一切の責任を負いません。

お預かり品は預り証の持参人に、預り証と引き換えにお返しいたします。

預り証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。

【携帯品・自動車等】

第5条 携帯品および駐車場等に駐車中の自動車等についても、盗難、毀損等事故が発生した場合、その責任を負いません。

【ロッカーの鍵】

第6条 ロッカーの鍵は各自でお持ちいただくことになっており、ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合、その責任を負いません。

なお、ロッカーの鍵を紛失された場合は、キーの取替え料（実費）を申し受けます。

【危険防止責任とエチケット・マナーの厳守】

第7条 ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーをしていただきます。

【ティグランドにおける素振り】

第8条 素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外ではやらないでください。

【飛距離の確認】

第9条 プレーヤーは、打球について全責任を負うこととします。

プレーヤーは、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないように打球してください。

【フォアキャディの合図】

第10条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

【打者の前方へ出ないこと】

第11条 同伴者は打者の前方には絶対に出ないでください。

【隣接ホールへの打ち込み】

第12条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは事故の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。

万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球してください。

【練習場における注意事項】

第 13 条 練習場では目標となる的が設置してありますが、右方向には東 1 番ホール、奥には東 2 番ホールが隣接しておりますので慎重に打球してください。

【退避】

第 14 条 先行組のプレーヤーは、後続組に打球させる時は後続組が全員打ち終わるまで避難所または安全な場所に退避してください。

【ホールアウト後の退去】

第 15 条 ホールアウト後はすみやかにグリーンを去り、次のホールへ進んでください。

【雷鳴・地震等発生の場合】

第 16 条 雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し避難小屋等安全と思われる場所に退避してください。地震等緊急事態発生の場合は、直ちに安全と思われる場所に退避してください。

なお、当クラブは落雷および地震による被害について責任を負いません。

【リフトの取扱い】

第 17 条 リフトの取扱いは、注意書に従ってご利用ください。

【乗用カートの取扱い】

第 18 条 1. 当クラブの「乗用カート利用約款」に則り乗用カートの取扱いをしてください。
2. キャディ付の場合は原則としてキャディが操作いたします。
3. プレーヤーが自己の判断で運転中に事故を起こし、傷害または損傷を受けた場合は、当クラブでは一切責任を負いません。

【火気使用の禁止】

第 19 条 コース内、クラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁いたします。
タバコの吸殻、マッチの燃え殻等は必ずよく消して灰皿に入れてください。

【違背の場合の責任】

第 20 条 利用者が前記各条項に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、並びに自ら傷害等の被害を受けた場合、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

【クラブの確認】

- 第 21 条 1. プレーヤーはプレー終了した場合クラブを点検し相違がないか慎重に確認し、所定の用紙に「確認済のサイン」をしてください。
2. セルフプレーではキャディ等の確認行為がない為、全て自己の責任において対処いただきます。
3. 確認後におけるクラブの不足、損傷について当クラブは責任を負いません。

【宅配便の取扱い】

- 第 22 条 クラブ等を宅配便にて送付または発送される場合は、手続きを代行しますがお預かりしたクラブ等の数量不足および瑕疵について当クラブは一切責任を負いません。

【施設に損害を与えた場合】

- 第 23 条 プレーヤーの故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

【施設への持込品】

- 第 24 条 施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止いたします。
1. ペット類
 2. 著しく悪臭を放つもの
 3. 銃砲刀剣類
 4. 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのあるもの
 5. 騒音を発するもの
 6. その他、他人に迷惑・恐怖を与えるおそれのあるもの

【行為の禁止】

- 第 25 条 施設内では下記の行為を禁止いたします。
1. 賭博、その他の風紀を乱す行為
 2. 物品販売、宣伝広告物の配布等の行為
 3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合を除く）
 4. 写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）
 5. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為

平成 12 年 7 月 1 日より施行

平成 22 年 6 月 1 日より一部改定施行